

## 石油パイプライン事業法

### 1. 案内情報

- 手続名 : 事業用施設等の軽微な変更の届出
- 手続根拠 : ・ 石油パイプライン事業法第8条第2項  
・ 石油パイプライン事業法施行規則第6条
- 手続対象者 : 石油パイプライン事業者
- 提出時期 : -
- 提出方法 : 郵送または持参
- 手数料 : 無し
- 添付書類・部数 : -
- 申請書様式 : 事業用施設等軽微変更届出書（詳細は提出先に問い合わせのこと）
- 記載要領・記載例 : 提出先に問い合わせのこと

### 2. 窓口情報

- 提出先 : 経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課、国土交通省総合政策局  
貨物流通施設課、国土交通省道路局路政課、
- 受付時間 : 提出先に問い合わせのこと
- 相談窓口 : 上記提出先

### 3. 手続情報

- 審査基準 : -
- 標準処理期間 : -
- 不服申立方法 : -